

2月22日 申58号

「平成31年3月ダイヤ改正等について」【基本】 団体交渉を行う！～その2～

1. 平成31年3月ダイヤ改正では、乗務員勤務制度見直しの目的である「多様な働き方の実現」及び「効率性のさらなる追求」を基本とされ、効率性のみを追求した行路が作成されているが、働きやすさとのバランスを図るために「安全・健康・ゆとり」を確保し、働きがいの持てるダイヤ改正にすること。

【会社回答】

社員一人ひとりのライフスタイルの充実と働きがいの創出を目指すため、乗務員勤務制度を見直し「多様な働き方と効率性」の実現を図っていく。なお、行路については列車ダイヤの設定や効率的な運用を勘案し作成している。

☆主な議論経過☆

【組合】現場は、働きがいのあるダイヤ改正を求めている。乗務員勤務制度の見直しと働きやすさとのバランスを明らかにすること。

【会社】行路作成については、「列車ダイヤの設定」「乗務員勤務制度」であり、今までと変わらない。今回、乗務員勤務制度を見直したが、働きやすさとのバランスは見ている。

【組合】「働きやすさ」より「効率性が重視されている」との声が出ているが、認識を明らかにすること。

【会社】主張は認識している。しかし、バランスを見ながら作成している。

【組合】「欠行路」を作成することで標準数に変化が生じるため、むやみに「欠行路」を作成しないこと。

【会社】列車ダイヤの設定や乗務員勤務制度に基づき行路作成をした結果である。今までと算出方法に変わりはない。

【組合】短時間行路の「その他時間」は、現場で設定させること。

【会社】ベースは、職場の実態である。設定は、現場で行う。

【組合】短時間行路の操配は、現場で柔軟に行うこと。また、支社からの強制的な操配は行わないこと。

【会社】現場での議論の中でかまわない。

【組合】短時間行路の時間設定と行路数が区所ごとにアンバランスである。支社の認識を明らかにすること。

【会社】現場のニーズに合わせて行路を作成しているので、問題ないと考えている。

【組合】「労働時間A」と「労働時間B」の比率を、一般線区と稠密線区別にダイヤ改正前と改正後で示すこと。

【会社】「労働時間A」は増えている。まだ行路が確定していない区所があるため、一般線区と稠密線区別など答えられない。

ダイヤ改正による「労働時間A」と「労働時間B」の比率を強く求める！

確認事項！

- ・ダイヤ改正や行路作成については、働きがいの創出を目指すこと！
- ・乗務員勤務制度を見直したが、行路作成の考え方は変わらないこと！
- ・短時間行路における「運用」・「その他時間」設定は、各区所の実態に合わせて設定すること！

2. 睡眠・食事を目的とした乗務の中断が不十分な行路や、職場に前泊することを強いられる日勤行路が設定されているため、改善すること。

【会社回答】

列車ダイヤの設定や効率的な運用を勘案し、行路を作成している。

☆主な議論経過☆

【組合】睡眠・食事を目的とした中断が不十分との認識がある。睡眠・食事を目的とした中断は、分けて議論すること。そして、職場が理解・納得する行路作成を行うこと。また、食事を目的とした中断の場合は、休憩する場所の条件や設備を踏まえた時間を設定すること。

【会社】行路作成については、より良い行路を作成するという認識は変わらない。次期ダイヤ改正においても、現場とのコミュニケーションを図りながら作成していく。